

## 第5章 今後の都市づくり・まちづくりに向けて

### 5-1 都市づくり・まちづくりの推進方策

ここでは、本計画に定めた都市づくりを実現し、地域が主体となったまちづくりを促進していくために、その進め方や、市民・事業者・行政の役割分担などの計画の実現に向けた方策を示します。

#### ① 集約型都市構造の形成を目指した取組の推進

本計画の実現に向けては、道路や都市公園などの都市施設の整備や、既成市街地の再整備が必要となります。こうした整備を進めるにあたっては、持続可能な都市経営を推進する視点や各々の事業の費用対効果などを踏まえ、集約型都市構造の形成に向けた都市整備上重要度の高い事業や、ニーズの高い事業への重点的な投資に努めます。

#### ② 市民との協働のまちづくりの推進

魅力あふれる都市を築くためには、「地域の特性を活かしたまちづくり」「地域を知り、地域に愛着を持つ住民によるまちづくり」が重要です。

そのため、岐阜市住民自治基本条例に基づき策定した岐阜市協働のまちづくり推進計画に位置づける取組など、次に示す方策により市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。

- 都市計画の構想・計画段階から、説明会や公聴会、パブリックコメント手続を実施するなど、市が進めようとする施策や実施事業などの情報を開示・提供して説明責任を果たすとともに、市民の意見やアイデアを反映する SNS なども活用した効果的な仕組みの整備・実施を進めます。
- 都市計画提案制度などの活用により、地域住民、事業者、NPO など、多様なまちづくりの担い手の発意による協働のまちづくりの実施に努めます。
- アダプト・プログラムを活用した地域住民などによる歩道の清掃活動など公共空間の管理・創出や、中心市街地活性化法に基づく組織による民間事業者への支援など、まちづくりの新たな担い手と連携した公民連携のまちづくりの実施に努めます。
- まちづくりに関する団体・協議会の諸活動への参加を促進し、市民と市民、市民と行政が協働できる関係構築に努めるのに併せて、団体などへの支援の仕組みづくりを推進し、まちづくりの担い手の育成に努めます。

#### ③ 関係機関との調整や広域連携

広域的視点から、岐阜都市計画区域や隣接する都市計画区域との連携を図ることにより、効果的、効率的な取組を進めます。

また、岐阜都市計画区域に羽島市、本巣市、山県市を加えた 5 市 3 町において策定している「岐阜連携都市圏ビジョン」（策定：2018 年（平成 30 年）3 月、第 4 回改定：2021 年（令和 3 年）10 月）に基づき、様々な分野での広域連携を目指します。

さらに、国・県・関係機関との調整、連携のもとに、社会基盤整備などを進めます。

#### ④ 都市づくりの実現と進行管理及び柔軟な見直し

本計画に則し具体の都市計画を定める際は、都市計画法の規定に基づき、市民のみならずみなさまのご意見をお聞きし計画に反映させるため、公聴会の開催、計画案の縦覧などの様々な方法を講じます。

また、具体の事業の実施にあたっては、それぞれの事業計画などの策定、設計や整備時において、具体的な内容をお示ししご意見をお聞きするため、適宜説明会などを開催するとともに、将来都市像の実現に向け事業の進捗に努めます。

本計画の内容については、概ね 5 年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査の結果や岐阜市立地適正化計画の評価などにより進捗状況などを把握します。このほか、概ね 10 年ごとの岐阜都市計画区域マスタープランの改定や岐阜市未来のまちづくり構想の見直しなど上位・関連計画の改定、関係法令などの改正や社会経済状況の変化など、本計画の内容を見直す必要が生じた場合は、柔軟に見直すこととします。